



県章

和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 条例

*57 職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

*58 和歌山県税条例の一部を改正する条例 (税務課)

公布された条例のあらまし

◇職員の修学部分休業に関する条例及び高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

(1) 職員の修学部分休業に関する条例の一部改正

休業する時間に応じて減額することとされている手当から、農林漁業普及手当を除外することとしました。(第 3 条関係)

(2) 職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正

休業する時間に応じて減額することとされている手当から、農林漁業普及指導手当を除外することとしました。(第 3 条関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。

◇和歌山県税条例の一部を改正する条例

1 条例の概要

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行いました。

(1) 個人県民税

ア 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例の適用期限を 3 年延長することとしました。(附則第 11 項関係)

イ 特定中小企業が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用期限を 2 年延長することとしました。

(附則第 14 項の 2 の 8 関係)

(2) 不動産取得税

過去の使用形態の如何にかかわらず、住居の用に供する目的で取得する家屋については、中古住宅特例の適用が受けられることとしました。(第 42 条の 15 関係)

(3) 自動車取得税

ア 電気自動車等に係る自動車取得税の税率の特例措置を 2 年延長することとしました。(附則第 16 項及び第 17 項関係)

イ 平成 17 年自動車ガス規制に適合した自動車(ディーゼル車に限る。)のうち、乗用車を除く自動車について、平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に取得したときは、税率から 100 分の 1 を控除することとしました。(附則第 17 項の 4 関係)

2 施行期日

平成 17 年 4 月 1 日から施行します。ただし、附則第 17 項の 4 の改正規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行します。

条 例

職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 29 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 57 号

職員の修学部分休業に関する条例及び職員の高齢者部分休業に関する条例の一部を改正する条例
(職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の修学部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第62号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当」を「及び産業教育手当」に改める。

(職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)

第 2 条 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成16年和歌山県条例第63号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「、産業教育手当及び農林漁業普及指導手当」を「及び産業教育手当」に改める。

附 則

この条例は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

和歌山県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 29 日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県条例第 58 号

和歌山県税条例の一部を改正する条例

和歌山県税条例(昭和25年和歌山県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第42条の15第 3 項中「人の居住の用に供されたことがある住宅」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅」に改める。

第101条第 2 項第 3 号中「負担附贈与」を「負担付贈与」に、「負担附遺贈」を「負担付遺贈」に改める。

附則第11項中「平成18年度」を「平成21年度」に改める。

附則第13項中「第36条第 1 項」を「第36条」に改める。

附則第13項の 3 中「第31条の 2 第 2 項第10号から第15号まで」を「第31条の 2 第 2 項第11号から第16号まで」に改める。

附則第13項の 7 中「第36条第 1 項」を「第36条」に改める。

附則第14項の 2 の 8、第16項及び第17項中「平成17年 3 月31日」を「平成19年 3 月31日」に改める。

附則第17項の 4 中「(次項から第17項の 6 までにおいて「排出ガス保安基準」という。)」を削り、「施行令で定めるものの取得(附則第17項)を「バス、トラックその他の施行規則で定めるものの取得(附則第16項、第17項)」に、「平成16年 4 月 1 日から平成17年 9 月30日まで」を「平成17年10月 1 日から平成18年 3 月31日まで」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「100 の 1 を」に改め、同項各号を削る。

附則第17項の5及び第17項の6を次のように改める。

17の5及び17の6 削除

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、附則第17項の4の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の和歌山県税条例（以下「新条例」という。）第42条の15第3項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

- 3 新条例附則第17項の4の規定は、平成17年10月1日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、同日前に行ったこの条例による改正前の附則第17項の4に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第17項の5及び第17項の6の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。